令和９年度　精神保健福祉援助実習希望申請の留意事項

下記の事項について、御理解をいただき、申請をお願いいたします。

１　提出書類

（１）［様式１］精神保健福祉援助実習希望願

（２）［様式２］精神保健福祉援助実習希望調書

２　回答期限　　**令和８年１２月２４日（木）必着**

３　提出先　　〒３６２－０８０６　埼玉県北足立郡伊奈町小室８１８－２

埼玉県立精神保健福祉センター　地域支援担当　深井　宛

４　留意事項

（１）「令和９年度精神保健福祉援助実習受入要領」「埼玉県立精神保健福祉センター実習生受入要件」（別紙１）を御確認ください。

（２）下記のことについて実習生へ事前に御説明いただき、合意を得てくださいますようお願いいたします。

①各実習先では、実習プログラムによっては、実習生個人による実費負担があること（実費負担が難しい場合は、御相談ください）。

例１：事業や会議への陪席のための県内移動にかかる交通費

②実習開始前に、健康診断書及び感染症の抗体検査の結果（結果によっては予防接種の実施記録）の提出（実習終了後返却）が必要なこと。

③原則、午前８時３０分から午後５時１５分までの時間（休憩４５分）で実習に臨むことができること。

（３）受入れの決定は、埼玉県立精神保健福祉センター職員による「精神保健福祉士援助実習委員会」にて行います。

（４）希望が各部署の受入人数を超えた場合、上記委員会で選考を行います。

（５）御希望に添えない場合があることを御了承ください。

（６）実習開始にあたっては、協定書を交わすこと、オリエンテーションの出席、健康診断書及び感染症情報等（抗体検査の結果等）の提出が必要となります。詳細は、別紙２「健康診断書の提出について」を御参照ください。

5　受入の回答について

令和９年２月末までに、文書にて回答します。

6　受入回答後の手続き

＊下記は、予定です。変更の場合があることを御了承ください。

（１）令和９年２月末、精神保健福祉センターから受入れについて回答を送付。

（２）令和９年４月、各校は、精神保健福祉センター宛、実習受入依頼文と実習協定書を送付する。＊受入回答時に詳細を示します。

（３）実習開始前１か月頃をめどに、事前打合せ及びオリエンテーションを実施。

（４）各校は、実習開始日が属する月の前月の１０日までに、当該学生の健康診断書及び感染症情報を提出してください（実習終了後返却します）。

（５）実習の開始。

（６）実習終了後、約１か月後に評価を回答。

7　問合せ先

埼玉県立精神保健福祉センター　　地域支援担当　深井

電話　０４８－７２３－３３３３（内線１２３１）

ﾒｰﾙ　　n2314452@pref.saitama.lg.jp